

更新申請手続きに必要なもの

1. 介護保険負担限度額認定申請に必要なもの

- 介護保険負担限度額認定申請書
- 預貯金にかかる全ての通帳の写し（※配偶者のいる方は2名分必要です。）

※記帳を済ませた通帳をご持参いただければ、受け付けの際に職員がコピーをお取りします。

(通帳ごとに①～④の写しが必要です。)

- ① 表紙・背表紙
- ② 表紙裏面の口座番号、店名の書かれたページ
- ③ 収支のページ直近2か月分（最新の情報を記帳してください）
- ④ 定期預金のページ（記載が無い場合も必要）

※別添「預貯金等の写しの提出について」をご確認ください。

- 有価証券等の写し（有価証券等がある場合）
- 本人の介護保険被保険者証 ※申請時に提示していただきます。

※書類に不備があると受け付けができません。印鑑、通帳をご持参くださいますようお願いいたします。また、郵送での受け付けも行っています。（8月31日必着）

2. 提出先

延岡市役所介護保険課 または 各総合支所市民サービス課

(郵送の場合)

〒882-8686 延岡市東本小路2番地1 延岡市役所介護保険課認定係宛

3. 更新申請の受付期間

令和5年6月26日（月曜）～8月31日（木曜）

申請が9月1日以降の場合は、受け付けをした月の初日から、認定の対象となります。ご注意ください。

介護保険負担限度額認定の更新手続きをする皆様へ

介護保険負担限度額認定とは、低所得（市町村民税非課税世帯）の方が、介護保険施設への入所やショートステイを利用したときに支払う食費・居住費（滞在費）の負担軽減を図る制度です。

※負担軽減を希望する人は、毎年申請手続きが必要です。
（課税状況等の対象要件を毎年審査します。）



対象になるサービス

介護保険施設等に入所した場合や短期入所（ショートステイ）を利用した場合

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設（老人保健施設）
- 介護医療院
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護 など

対象になる人

次の(1)から(3)の全ての要件に該当する方

- (1)市町村民税非課税世帯（本人及び世帯全員）
- (2)世帯を別にしていない配偶者がいる方は配偶者が非課税であること（内縁の方を含む）
- (3)預貯金等が右の基準に当てはまる人

預貯金などの基準

- 第1段階 単身1,000万円、夫婦2,000万円以下
- 第2段階 単身 650万円、夫婦1,650万円以下
- 第3段階① 単身 550万円、夫婦1,550万円以下
- 第3段階② 単身 500万円、夫婦1,500万円以下

負担限度額（1日あたり）

		第1段階 生活保護受給者 ／老齢福祉年金 受給者	第2段階 年金収入など※1 80万円以下	第3段階① 年金収入など※1 80万超 120万円以下	第3段階② 年金収入など※1 120万超	基準費用額※2	
居住費	ユニット型個室	820円	820円	1,310円	1,310円	2,006円	
	ユニット型個室的多床室	490円	490円	1,310円	1,310円	1,668円	
	従来型 個室	老健・療養・ ショート（療養）	490円	490円	1,310円	1,310円	1,668円
		特養・ ショート（生活）	320円	420円	820円	820円	1,171円
	多床室	老健・療養・ ショート（療養）	0円	370円	370円	370円	377円
		特養・ ショート（生活）	0円	370円	370円	370円	855円
食費	施設入所者	300円	390円	650円	1,360円	1,445円	
	ショートステイ利用者	300円	600円	1,000円	1,300円	1,445円	

※1 公的年金等収入金額（非課税年金を含みます）＋その他の合計所得金額

※2 基準費用額は、国の定める標準的な金額を記載しています。実際の金額は施設が定める金額となります。
詳しくは、入所または利用されている施設にお問い合わせください。